

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特例給付認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、平成 28 年 9 月 9 日付けでした児童手当法（以下「法」という。）附則 2 条 1 項及び 2 項に基づく特例給付認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第 3 請求人の主張の要旨

児童手当の所得制限の算定において、公共事業に伴う土地売買代金等を所得額に含めることにより、手当の減額給付となることには問題がある。公共事業に協力した一時的な所得の増加であることから、不利益にならないように対応すべきである。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月31日	諮問
平成29年5月24日	審議（第9回第3部会）
平成29年6月30日	審議（第10回第3部会）
平成29年7月26日	審議（第11回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 児童手当について

法4条1項1号は、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則2条2項において「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給する旨規定している。

法4条3項は、同条1項1号又は2号の場合において、父及び母が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨規定している。

「児童手当Q&A」（平成24年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室発出）によれば、父母等のうち「生計を維持する程度の高い者」の判断は、原則

として収入が高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当することになる。所得制限導入により、所得の状況によって支給額が異なることになるため、受給者間の公平性の観点から、収入にほとんど差がない場合でも、一方だけが所得制限限度額以上の所得がある場合は、基本的には当該者をもって受給資格者と判断することが適当であるとしている（児童手当Q&A問1(答)）。

そして、法5条1項は、法4条1項1号から3号までのいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、法施行令1条で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないものとし、児童手当に係る所得制限について規定している。

法施行令1条は、法5条1項に規定する額は、扶養親族等及び児童がないときは622万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童一人につき38万円を加算した額とする旨規定し、法施行令2条は、法5条1項に規定する所得は、地方税法5条2項1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする旨規定している。

また、法施行令3条1項は、法5条1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額、退職所得金額、同法附則34条4項に規定する長期譲渡所得の金額等の合計額から8万円を控除した額とする旨規定している。

## (2) 特例給付について（本件処分）

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により児童手当が支給されない者に

限る。) に対し、市町村は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、同条2項は、同条1項の特例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、5千円に同条3項において準用する7条1項又は3項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

なお、法7条1項、8条及び30条の各規定等は、法附則2条3項により特例給付に準用され、また、法施行令7条の規定により、児童手当の受給資格者は特例給付の受給資格者に読み替えるものとされている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁の担当職員が、夫及び請求人の所得調査をしたところ、平成27年中の児童手当の所得制限限度額の算定における夫の所得金額は5,964,054円であり、同手当の所得制限限度額6,980,000円を超えてはいなかったものの、請求人の所得金額は13,099,196円であり、同手当の所得制限限度額6,220,000円を超えていることを確認した。

そのため、処分庁は、法令等（前記1・(1)）の定めに則り、夫よりも収入が高い請求人が、法4条3項に規定する「生計を維持する程度の高い者」であって、夫ではなく請求人を本件各児童に係る児童手当の法4条1項1号に該当する者と判断し、夫に対して、児童手当支給事由消滅処分をしたことが認められる。

その上で、処分庁は、請求人が法5条1項の規定により、児童手当が支給されない者に該当することから、請求人に対して、法附則2条1項及び2項の規定に基づき、本件処分を行ったものと認められる。

このように、本件処分は処分庁が、所得調査によって判明した事実に基づき、児童手当に関する諸規定を適用して行ったものであり、違法又は不当な点はないものと認められる。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、本件処分は、上記2のとおり、児童手当の支給に係る法令の規定に則って適正に行われたものであり、請求人の主張は、本件処分を違法又は不当とする根拠にはなり得ないものである。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成